

所得の種類及び計算方法

所得の種類	内 容	計 算 方 法
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配 基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配に係る所得	配当所得の金額＝収入金額－負債の利子
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付から生ずる所得	不動産所得の金額＝総収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	事業所得の金額＝総収入金額－必要経費
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する所得	給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得	退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2
	勤続年数が5年以内の法人役員等が受取る退職手当等（特定役員退職手当等）	退職所得の金額＝収入金額－退職所得控除額
山林所得	山林の伐採又は譲渡による所得	山林所得の金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	資産の譲渡による所得 株式等、土地建物等（短期・長期）の譲渡による所得は分離課税となります。	譲渡所得の金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円） ※長期譲渡所得（所有期間5年超）は、その2分の1が他の所得に合算されます。
一時所得	利子～譲渡までの各所得以外の所得で営利を目的とした継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの	一時所得の金額＝総収入金額－支出した金額－特別控除額（最高50万円） ※2分の1が他の所得に合算されます。
雑所得	利子～一時までの各所得のいずれにも該当しない所得	①公的年金等 収入金額－公的年金等控除額 ②公的年金等以外 総収入金額－必要経費 雑所得の金額＝①＋②

*** 給与所得控除額**

実際は年収が 660 万円未満の場合「簡易給与所得表」で所得金額を求めるため、次の表とは異なる場合があります。

●平成 29 年分

収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額×40%（最低控除額 65 万円）
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+18 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+54 万円
660 万円超 1,000 万円以下	収入金額×10%+120 万円
1,000 万円超	220 万円（上限）

●平成 28 年分（参考）

収入金額	給与所得控除額
~1,000 万円以下	平成 29 年分と同じ
1,000 万円超 1,200 万円以下	収入金額×5%+170 万円
1,200 万円超	230 万円（上限）

*** 退職所得控除額**

①勤続年数が 20 年以下である場合

40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは 80 万円）

②勤続年数が 20 年を超える場合

800 万円+70 万円×（勤続年数-20 年）

- ・ 障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記金額に 100 万円加算されます。
- ・ 勤続年数は、実際の勤続期間により計算し、1 年未満の端数は 1 年として計算します。

*** 公的年金等控除額**

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得として取り扱われます。公的年金等控除額は、収入金額と受給されている人の年齢に応じて定められています。

○公的年金等所得の計算表

実際には公的年金控除を求める必要はなく、下記の表に当てはめて、直接所得金額を算出してください。

	収入金額	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	収入金額-120 万円 ※0 以上
	330 万円超 410 万円以下	収入金額×75%-375,000 円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額×85%-785,000 円
	770 万円超	収入金額×95%-1,555,000 円
65 歳未満	130 万円以下	収入金額-70 万円 ※0 以上
	130 万円超 410 万円以下	収入金額×75%-375,000 円
	410 万円超 770 万円以下	収入金額×85%-785,000 円
	770 万円超	収入金額×95%-1,555,000 円

- ・ 65 歳未満かどうかの判定は、前年の 12 月 31 日の年齢によります。